

## 令和8年度採用 会計年度任用職員 募集要項

山梨県立北杜高等学校

### 1 目的

この実施要項は、令和8年度に採用する山梨県立北杜高等学校に勤務する会計年度任用職員の募集について定めたものである。

### 2 募集する職種、教科（科目）及び採用人数

非常勤講師・・・数学・理科・音楽・美術・書道・体育・家庭・英語・農業  
商業・中国語・韓国語・手話 各若干名

### 3 受検資格

次の各号に該当すること。

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者
- (2) 非常勤講師は、志望する校種及び教科に相当する教諭の免許状を所有する者、又は令和7年3月31日までに取得見込みの者
- (3) 非常勤講師は、臨時的任用教職員人材バンク（以下「人材バンク」という）に登録されている者

注1) 登録は、臨時的任用教職員勤務記録カード（以下「臨採カード」という。）を山梨県教育庁義務教育課に提出することにより完了するため、未登録者にあつては受検申込時に併せて提出すること。

また、既に登録済みの者にあつては、登録事項に変更がある場合に再提出すること。

注2) 臨採カードは、義務教育課、各教育事務所において配布しており、郵送でも請求することができる。

（山梨県ホームページの義務教育課ページを参照）

- 4 任用期間 令和8年4月 1日～令和8年7月20日（前期）  
令和8年8月25日～令和9年3月31日（後期）

- 5 勤務時間 ① 週1日から5日の間  
② 1日あたり1時間から7時間の間  
③ 原則として週あたり18時間以内とする

### 6 出願手続

- (1) 出願に必要な書類等

- ① 志願書（別紙様式1）
- ② 履歴書（別紙様式2）
- ③ 教員免許状・更新講習修了確認証明書の写し（非常勤講師の受検者）  
（有効期限あるいは修了確認期限が記載してあるもの）  
※取得見込の者は、取得見込証明書
- ④ こども性暴力防止法に基づく誓約書

(2) 出願書類の提出

- ①提出先 〒408-0023 山梨県北杜市長坂町渋沢1007-19  
山梨県立北杜高等学校 校長あて
- ②提出方法 郵送又は持参（メール便等の消印のないものは不可）  
出願書類は、封筒に入れ、表面に「会計年度任用職員志願書在中」と朱書すること。
- ③受付期間 令和8年3月6日（金）～3月13日（金）  
（3月13日の消印有効）  
持参する場合の受付時間は、9時から16時まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

7 検査内容

(1) 書類選考検査

本校において、出願書類により書類選考検査を行う。

(2) 面接諮問検査

- ①日時 書類選考検査終了後、電話にて連絡する。
- ②会場 〒408-0023 山梨県北杜市長坂町渋沢1007-19  
山梨県立北杜高等学校

8 検査結果

採用予定者には、令和8年3月18日頃以降に本人に連絡する。

9 報酬（報酬額は見込であり、今後変更の可能性あり）

非常勤講師

2,940円/時間（採用予定の校種・教科に係る教員免許状保有者）

2,580円/時間（採用予定の校種・教科に係る臨時免許状保有者）

- ①通勤のために要した費用については勤務日数に応じて支給する。
- ②期末勤勉手当については支給しない。

10 勤務時間、勤務内容

面接諮問検査時に連絡する。

11 問い合わせ先

山梨県立北杜高等学校 教頭 坂本または大久保 TEL0551-20-4025

12 その他

記載された個人情報、選考検査の実施及び会計年度任用職員の任用のために使用し、その他の目的では利用しない。

令和8年度採用 山梨県立学校会計年度任用職員選考検査 志願書

①希望する非常勤の職・教科		受付番号			
職種	<small>特別 非常勤講師</small> 非常勤講師 <small>職業教育</small> <small>特別 養護 教育 実習 看護師 寄宿舍 特別</small> <small>就労支援 講師 相談員 助手 看護師 指導員 支援員</small> <small>SSH WWL 事務 職員</small>	②職員番号 (わかる場合のみ記入)			
教科 (科目)	( )		③人材バンク登録番号 (わかる場合のみ記入)		
希望任用期間	希望する期間に○をつける。両方希望することも可。 ( ) 前期：4月～7月末 ( ) 後期：8月末～翌年3月		⑤生年月日		
ふりがな		年 月 日 ( ) 歳 採用予定年度の3月31日現在			
④氏名		性別： 男 ・ 女			
⑥現住所 電話番号	〒 ( ) - ( ) ( ) - ( ) 【自宅・携帯】 第2( ) - ( ) 【自宅・携帯】				
⑦令和7年4月 以降の住所	〒 ( ) - ( ) ( ) - ( ) 【自宅・携帯】 第2( ) - ( ) 【自宅・携帯】				
⑧最終学歴 (学校名・学部・学科)	昭和・平成・令和 年 月 卒業・修了・中退・卒業見込				
⑨取得(見込) 教員免許状	校 種	区 分	教科(科目)	修了確認期限 有効期限満了日 取得見込日	取得見込等
	例1) 高等学校	1種	数学	平成12年3月31日	
	例2) 特別支援学校	2種	知的・肢体・病弱	令和7年3月31日	取得見込
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
※取得見込の場合は、令和7年3月31日までに取得見込みのものを記入すること。					
※次の免許資格があれば○をすること				運転免許(普通)・司書教諭	
⑩賞罰	有 無	年 月 日	賞罰の内容		
	有 ・ 無	年 月 日			
		年 月 日			
誓 約 書					
山梨県教育委員会 殿					
私は令和7年度採用山梨県立学校会計年度任用職員選考検査を受検するにあたり、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しないこと、また、志願書の記載事項が、事実と相違ないことを誓います。					
令和 年 月 日					
氏名(自署)					印



# 履 歴 書

現住所 〒

氏 名

(旧姓 )

年 月 日生

学 歴(小学校入学以後、空白期間がないように記入すること)

年 月 日～年 月 日	学校名	修業年数

資 格(免 許)

年 月 日	種 類	番 号	教 科	根拠規定	授 与 権 者

職 歴(空白期間がないように記入すること)

年 月 日～年 月 日	職務・学校等	任命権者

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

印

## こども性暴力防止法に基づく誓約書

私は、採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

1.私は、裏面記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと(当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと)を、本誓約書をもって誓約いたします。

2.採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

氏名(自署)\_\_\_\_\_

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律  
(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。